

# 第178回 三重県都市計画審議会

## 議 事 録

平成27年10月28日



## 第 178 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 27 年 10 月 28 日 (水)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 3 時 50 分
4. 開催場所 一般財団法人 三重地方自治労働文化センター 4 階 大会議室
5. 提出議案
  - ・ 第 1756 号議案 (仮称) 都市計画道路鈴鹿亀山道路の概略の案の決定
  - ・ 第 1757 号議案 (仮称) 都市計画道路鈴鹿亀山道路の環境影響評価方法書 (案)
6. 報告事項
  - ・ 「三重県地震・津波対策都市計画指針 (仮称) の策定に関する小委員会」の検討状況について
7. 出席員の議席番号及び氏名
  - 第 1 番委員 朝日 幸代
  - 第 2 番委員 村山 顕人
  - 第 3 番委員 松本 幸正
  - 第 4 番委員 柳川 貴子
  - 第 7 番委員 井上 かず子
  - 第 8 番委員 板谷 明美
  - 第 9 番委員 稲垣 路生 (代理出席 加藤 賢一)
  - 第 10 番委員 茅野 牧夫 (代理出席 堀江 勝樹)
  - 第 11 番委員 田辺 義貴 (代理出席 久保 浩昭)
  - 第 12 番委員 波多野 淳彦 (代理出席 新川 幸嗣)
  - 第 13 番委員 鈴木 昭久 (代理出席 野田 敏幸)
  - 第 14 番委員 森元 良幸 (代理出席 谷合 敏伯)
  - 第 17 番委員 芳野 正英
  - 第 18 番委員 廣 耕太郎
  - 第 19 番委員 岡野 恵美
  - 第 20 番委員 吉川 新
  - 第 21 番委員 村林 聡
  - 第 22 番委員 小林 正人
  - 第 24 番委員 飯田 徳昭

## 第 178 回 三重県都市計画審議会

### ●事務局

ただいまから第 178 回三重都市計画審議会を始めさせていただきます。私、本日の司会を担当いたします県土整備部住まいまちづくり担当次長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆さまにはご多忙の中ご出席を賜りありがとうございます。また平素は三重県行政、とりわけ都市計画行政の推進にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。今回の審議会は平成 27 年度の最初の審議会となりますが、今回の審議会から新たに委員をお引き受けいただきました皆さまには、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、昨年度から引き続いて委員となっただいていただいている皆さまにおかれましては、本年度もよろしくお願いいたします。

さて、本日のご審議いただきます議案は仮称でございますが都市計画道路、鈴鹿亀山道路の概略の案の決定に関する議案、同じく都市計画道路、鈴鹿亀山道路の環境影響評価方法書案に関する議案、の二議案でございます。

また、地震・津波対策都市計画指針（仮称）の概要について報告をさせていただきます。

続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。資料につきましては事前に配布をいたしました、A4 の黄色の第 178 回都市計画審議会議案書が 1 冊でございます。そして、本日お手元に配布しております事項書、委員・幹事名簿、議案の参考資料、第 177 回の手続きの状況、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）要旨、以上でございます。

資料の方の漏れはございませんでしょうか。資料不足してありましたらお手を上げていただければ事務局の者が配りにまいります。それでは続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。3 番委員、名城大学教授、松本幸正様でございます。

### ●3 番委員

よろしくお願いいたします。

### ●事務局

5 番委員、三重県農業会議会長、齋藤祐次様でございます。本日は欠席をされております。6 番委員、津商工会議所、松田弘子様でございます。本日は欠席されております。10 番委員、中部地方整備局長、茅野牧夫様でございます。本日は代理で堀江勝樹様にご出席いただいております。

### ●10 番委員

堀江でございます。よろしくお願いいたします。

### ●事務局

11 番委員、東海農政局長、田辺義貴様でございます。本日は代理で久保浩昭様にご出席いただいております。

### ●11 番委員

よろしくお願いいたします。

### ●事務局

12 番委員、中部経済産業局長、波多野淳彦様でございます。本日は代理で新川幸嗣様にご出席いただいております。

### ●12 番委員

よろしくお願いいたします。

### ●事務局

13 番委員、中部運輸局長、鈴木昭久様でございます。本日は代理で野田敏幸様にご出席いただいています。

●13 番委員

野田でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局

14 番委員、三重県警察本部本部長、森元良幸様でございます。本日は代理で谷合敏伯様にご出席いただいています。

●14 番委員

谷合です、よろしくお願いいたします。

●事務局

15 番委員、三重県市長会代表、櫻井義之様でございます。本日は欠席されております。17 番委員、三重県議会議員、芳野正英様でございます。

●17 番委員

芳野です、よろしくお願いいたします。

●事務局

18 番委員、三重県議会議員、廣耕太郎様でございます。

●18 番委員

廣でございます、よろしくお願いいたします。

●事務局

19 番委員、三重県議会議員、岡野恵美様です。

●19 番委員

岡野でございます、よろしくお願いいたします。

●事務局

20 番委員、三重県議会議員、吉川新様でございます。

●20 番委員

吉川でございます、よろしくお願いいたします。

●事務局

21 番委員、三重県議会議員、村林聡様でございます。

●21 番委員

よろしくお願いいたします。

●事務局

22 番委員、三重県議会議員、小林正人様でございます。

●22 番委員

小林と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局

23 番委員、三重県市議会議長会会長、大平勇様でございます。本日は欠席をされております。新しい委員の方のご紹介は以上でございます。

次に当審議会の会長についてでございます。前会長の藤田委員の退任に伴いまして、本日の審議会において新たに会長を選任していただく必要がございます。本審議会の会長につきましては三重県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験のある委員の皆さま方から選出いただきたいと存じます。会長の選出につきましてはまず仮議長を選出していただき、ご審議をお願いしたいと存じますが仮議長の選任はいかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

ありがとうございます。では、事務局案といたしまして仮議長には現在、三重県都市計画審

議会条例第4条第3項の規定による会長代理をしていただいております、1番委員の朝日委員にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは朝日委員、議長席をお願いいたします。

●仮議長

朝日でございます。委員の皆さまのご承認を得ましたので、仮議長を務めさせていただきます。当審議会の会長選出につきましては、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。それでは本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

●事務局

報告いたします。委員総数24名中委任状の提出のありました6名の代理出席を含めまして、19名の委員のご出席をいただいております。

●仮議長

ただいま報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

それでは、三重県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長の選出を行いたいと思います。会長の選出につきましては、三重県都市計画審議会運営要綱第2条第1項及び第3項によりますと、選挙による方法と委員の皆さまがご異議のない場合には選挙に代えて指名推薦による二通りがございますが、いかがいたしましょうか。

●4番委員

朝日委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長

ただいま私を推薦していただきましたが、他にはご推薦はございませんでしょうか。

(挙手あり)

村山委員、お願いします。

●2番委員

私も朝日先生にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

●仮議長

私が三重県都市計画審議会会長を仰せつかってよろしいでございましょうか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございました。

●事務局

どうもありがとうございました。朝日委員には会長としてこれまで以上にご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくをお願いいたします。ここで少し時間をいただきまして事務局と、委員長、会長の方と時間を取らせていただきたいと思います。少しお待ちください。

よろしいでしょうか。それでは朝日会長には三重県都市計画審議会条例第6条の規定によりまして、これから先の進行についてよろしくお願いをいたします。

●議長

ただいま委員各位より会長にご選出いただきました、朝日幸代と申します。本日の三重県都市計画審議会から本審議会運営につきまして重責を担うことになりました。よろしくお申し上げます。

国、日本もそれから三重県もですけれども、高齢化、少子化、そして地域によっては、それぞれの地域で過疎化等も進んでいるところもございます。これからの街づくりが地域に密着した安全で安心、そしてより細やかな都市行政の展開というのが求められているのではないかな

と思っております。

審議会に諮問されました事項につきましては公正に審議する、それから皆さまのご意見をお伺いいたしまして、この三重県都市計画審議会推進に努めてまいりたいと思います。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

(拍手)

ただいまから第 178 回三重県都市計画審議会の議事に入ります。委員の皆さまには何かとご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは会議の議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては皆さま、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

最初に三重県都市計画審議会条例第 4 条第 3 項に基づき、会長が指名する事となっておりますが、3 番委員の松本委員をお願いいたします。それでは、本審議会の議事録の署名者 2 名を三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定により議長から指名させていただきます。第 2 番委員、村山委員、第 8 番委員、板谷委員のお 2 人に署名委員をお願いいたします。議案の審議に入る前にまず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては非公開とできる場合に該当していないため、公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議はないようですので公開することと決定いたします。それでは本日の傍聴人につきまして事務局より報告をお願いいたします。

#### ●事務局

本日、一般傍聴者の方と報道機関の方が、合わせて 3 名来られております。

#### ●議長

それでは、傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、傍聴に際しまして傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なおこの規定に違反した時は注意し、またこれに従わない時は退場していただく場合がありますのでご了承願います。

それでは、審議に入りたいと存じます。議案の審議に先立ちまして、前回の第 177 回都市計画審議会に関する報告があるようですので、事務局から報告をお願いいたします。

#### ●事務局

事務局です。前回の第 177 回の三重県都市計画審議会でご審議いただきました、議案のその後の経過につきましてご説明させていただきます。お手元の資料から、委員の皆さまにはお配りしておりますが、お手元の資料の第 177 回ですね、決議状況をご覧ください。

前回の第 177 回は平成 26 年 12 月 24 日に開催しておりまして、3 議案ございました。第 1753 号議案、四日市都市計画道路の変更、第 1754 号議案、桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更、第 1755 号議案、鈴鹿都市計画区域区分の変更でございます。審議いただき適切であるとの答申をいただきましたのち、その後の状況でございますが、1753 号議案及び 1754 号議案につきましては平成 27 年 1 月 20 日に、それから 1755 号議案ですがこちらにつきましては 2 月 13 日に都市計画決定を行い、告示したところでございます。以上で第 177 回の手続き状況について報告を終わらせていただきます。

#### ●議長

以上の報告について、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは議案の審議に入りたいと存じます。本日ご審議いただきます議案は県が都市計画決

定をするにあたり、審議会の議を経る必要のある二議案でございます。それではまず第 1756 号議案、(仮称)都市計画道路、鈴鹿亀山道路の概略の案の決定について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

都市政策課長の柘屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから議案についてのご説明をさせていただきます。その前に諮問の主旨についてご説明をいたします。鈴鹿亀山道路につきましては、企業活動を支え災害時にも機能する経済的、効果的な道路ネットワークの実現を目的としています。都市計画区域マスタープランに位置づけられている大規模な道路で、都市計画決定が必要な都市施設でございます。これまでに当該道路の計画検討につきましては、構想段階手続きを、事業予定者、三重県でございますが、こちらにより行われ、住民の意見と共に公正かつ、専門的な第三者の助言、評価を受けてその概略計画が発表されます。

つきましては、この概略計画を都市計画決定権者、三重県でございますが、都市計画の概略の案として決定するにあたってご意見をいただく中で、概略計画の妥当性について確認をしたいと考えております。また、当該道路は環境影響評価法の第一種事業に該当することから、事業予定者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価手続きを行うということとされているため、都市計画決定権者である三重県が環境影響評価方法書を作成するにあたり、ご意見をいただく中で、内容の確認を行っていただきたいと考えております。

それでは第 1756 号議案、(仮称)都市計画道路、鈴鹿亀山道路概略の案の決定について説明いたします。概略の案の決定とは平成 25 年の都市計画運用指針の改定の際に創設された、都市計画の構想段階における手続きのものであり、都市計画決定の前段階において計画の熟度を高めていくプロセスとして、概ねの位置や規模を決定するものです。なお、決定するにあたり、今回は事業実施予定者が道路計画の構想段階手続きを行っており、その概略計画を基に都市計画の概略の案を作成しているため、道路計画の構想段階手続きにおいて都市計画上の見地から検討がされているかどうかの確認をしていただきます。

また、都市計画道路名に仮称と付いておりますが、都市計画道路の名称は道路の種類や規模が明確に決定した段階で決まるものですので、現段階では道路の概ねの位置や規模を決定する段階であるため、仮称と付けております。これは後に説明をいたします第 1757 号の議案も同じ理由でございます。

次に、都市計画上の位置づけについて説明をさせていただきます。都市施設とは都市計画に定められる施設の事であり、都市計画法第 11 条に明記されております。また同法第 13 条の 11 号には、都市施設は土地利用、交通等の見通しを勘案して適切な規模で必要な位置に配置する事により、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされております。今回は、都市計画の概略の案について審議をいただくこととなります。最終的には都市計画法の第 18 条 1 項により、都市計画審議会の議を経て都市計画に定められるということになります。

それでは鈴鹿亀山道路のこれまでの経緯、および、これからの手続きについて少し詳しく説明をいたします。本道路はこれまで道路事業予定者においてこちらにございますフローのとおり、道路計画の策定プロセスにより、平成 27 年 9 月 16 日三重県知事より概略計画が発表されております。この手続きは平成 25 年 7 月、国により策定された構想段階における道路策定プロセスガイドラインによる構想段階であり、有識者委員会、100 人協議会等が出された意見も踏まえた計画検討を出しています。

続きまして、都市計画手続きについてご説明を申し上げます。鈴鹿亀山道路は都市計画区域マスタープラン、それから鈴鹿市都市計画マスタープラン、亀山市都市計画マスタープラン、



この3つに位置づけられている道路でございます。都市計画決定が必要な道路であるため、今後都市計画手続きを進めていく予定でございます。また鈴鹿亀山道路は後に説明させていただきます、環境影響評価法における第一種事業に該当する施設であることから、一般的には都市計画手続きにおいて最初に、赤枠で示されている構想段階手続きを実施することが必要となります。前方のスライドでは先程説明いたしました道路計画の策定プロセスにおける構想段階の手續きと、都市計画手續きの関係を示しております。ご覧のとおり、事業施行予定者が行った道路計画の構想段階の手續きの内容と、都市計画決定権者が行う都市計画の構想段階手續きの内容がほぼ同じであることが分かっていただけたと思います。また都市計画の運用指針では、都市計画の構想段階における構想段階手續きの要否の判断の中で、都市計画決定権者が都市計画の構想段階手續きを行う場合以外に、事業施行予定者が行った当該段階手續きを受けて、都市計画決定権者がその後の都市計画手續きを引き継ぐ場合もある、と記載されております。

今回、鈴鹿亀山道路はこれに該当いたしますので、事業予定者が決定した概略計画を都市計画の概略の案として、都市計画手續きを進めていきたいというふうに考えており、この概略計画の内容が都市計画の概略の案としても妥当であるという事を確認しつつ、審議をしていただきたいというふうに考えております。

それでは都市計画の構想段階手續きの基本的な考え方について、説明させていただきます。構想段階手續きでは、1、複数の都市計画の概略の案を設定。2、設定した複数の都市計画の概略の案の評価。3、都市計画の概略の案の決定。ということになります。その際には右の方でございます上位計画との適合性、事業施行予定者との連携、ということが必要となります。なお、今回事業施行予定者が行った道路の概略計画を都市計画の概略の案として決定したいと考えておりますが、道路の概略計画は県の都市計画部局も含めた検討会というものを4回開催しております、事業施行予定者との連携ということについては十分になされているというふうに考えています。

また、上位計画の適合性については概略の案を三重県の都市計画区域マスタープランや、各市の都市計画マスタープラン等に即したものにする必要がありますので、鈴鹿亀山道路が都市計画区域マスタープラン、および、各市都市計画マスタープランにどのように位置づけられているか、ということについて説明をいたします。

まず、都市計画区域マスタープランの位置づけについて説明いたします。鈴鹿亀山道路は、鈴鹿都市計画区域、および、亀山都市計画区域に位置づけられております。北勢バイパスと東名阪自動車道を結ぶ道路となっております。鈴鹿亀山地域における都市計画の交通施設に関する決定方針としては、高速自動車国道とのアクセス向上による広域交流の促進や、鈴鹿亀山道路の整備による伊勢湾岸の各都市の連携強化が示されております。

次に鈴鹿市が策定した鈴鹿市都市計画マスタープランでは、鈴鹿亀山道路の整備をする亀山方面との連携を強化し、都市づくり及び地域経済圏の形成へ誘導することが示されています。更に各都市機能拠点と、広域道路、交通結節点である鈴鹿インターチェンジや亀山インターチェンジ方面との連携を強化していくことを考えています。都市づくりの基本方針として高速交通体系の対応と活用、広域地域幹線道路網及び市内幹線道路網の整備促進との連携強化といった視点が示されています。

亀山市が策定した亀山市都市計画マスタープランとは、将来の都市の構造として新たな骨格となる道路網の形成を進めると共に、既存の道路網も十分生かしたネットワークの形成を図ることとされています。その中で鈴鹿亀山道路は鈴鹿市や四日市市と亀山市を繋ぐ新たな連携軸であると共に、新名神高速道路等の自動車専用道路へのアクセス道路となることで、新たな土地需要を生み出す道路網であることから、整備の促進による広域交通網は更なる強化を図るとされています。

また、交通施設整備については高速道路や鉄道等の広域交通網の強化や、近隣市との連携強化のための交通網整備などの方針が示されており、この中で鈴鹿亀山道路については広域的な連携強化や、本市及び周辺市の利便性の向上を図るため重要な広域交通網であることから、早期の道路整備、および、市内へのインターチェンジ機能の設置を促進するとされています。

次に道路計画の構想段階手続きにおける、都市計画上の妥当性を都市計画の構想段階手続きの概要と比較して説明をいたします。まず、複数の都市計画の概略の案の設定は手続の対象となる都市施設等の、概ねの位置や規模など都市計画の概略の案を複数をもととして設定いたします。なお、この内容につきましては既に道路施行予定者によって行われた道路計画の構想段階の中で、複数案が設定されておりますのでそれを用いて説明をさせていただきます。

前方のスライドにお示ししたとおり、2ルートの場合に設定されました。一つ目は、ルート1としてオレンジ色で表示している市街地北部ルートということでございます。二つ目は、ルート2として青色で表示している市街地通過ルートです。2ルートとも上位計画との整合性や想定される目的の達成度合、整備効果、事業による影響等といった計画内容の合理性を満たすものとなっております。

続きまして、構想段階手続である複数の都市計画の概略の案の評価について説明をいたします。この段階では先ほど示した複数の都市計画の概略の案ごとに、都市計画上の見地から総合的な評価を実施します。この際、この評価の結果等については住民等の意見を聴取しております。評価についての都市計画上の見地は平成25年4月、国により作成された都市計画における構想段階手続ガイドラインにおいて評価項目が設定されており、前方のスライドのとおり地域活性化、交通発生集中源からのアクセス性、道路ネットワーク形成、災害時における機能安全性等、渋滞解消、環境影響評価項目、施工時の影響、事業に関する期間、事業維持管理コスト等となっております。

なおこの内容についても、事業施行予定者によって行われた道路計画の構想段階で、すでに複数案の比較評価を行っており、それを用いて説明をいたします。

こちらの表が事業施行予定者により行われた複数の案の比較評価でございます。左端が評価の項目ということになっております。

順に説明をまいりますと、産業支援関連につきましては亀山ジャンクションから主要な地区までの所要時間、鈴鹿亀山道路が整備された時の開発の可能性を比較評価しました。どちらのルートも効果がありますが、市街地北部ルートの方が市街地通過ルートより優れているという評価結果となりました。広域ネットワーク関係では名古屋方面及び大阪方面への移動時間について比較評価しました。この項目については、どちらのルートも同等の時間短縮効果が見込まれるという評価結果になりました。

防災関連では津波浸水区域へのアクセス性、亀山ジャンクションから広域防災拠点までの所要時間、広域防災拠点間の所要時間などを比較、評価しました。どちらのルートも効果がありますが、市街地北部ルートの方が市街地通過ルートより優れているという評価結果となりました。周辺道路の交通量では鈴鹿亀山道路の整備により、周辺道路の交通量について比較評価を行いました。この項目についてもどちらのルートも同等に効果があるという結果となりました。

生活環境への影響では鈴鹿亀山道路の整備により、大気質、騒音及び低周波音、重要な史跡に与える影響について比較評価を行いました。評価の結果、市街地北部ルートの方が市街地通過ルートより影響が少ないという結果となりました。自然環境等への影響では鈴鹿亀山道路の整備により、動物、植物、生態系に与える影響について比較評価を行いました。評価の結果、市街地通過ルートの方が市街地北部ルートより影響が少ない、という結果が出ました。

工事期間中の交通への影響、建設期間、事業費につきまして現在の渋滞箇所の回避、支障となる家屋が少ないなどという理由により、市街地北部ルートの方が市街地通過ルートより工事

による影響が少ないという結果となりました。また先程説明いたしました、都市計画上の見地から評価する項目をこの表に当てはめてみますと、赤字のとおりとなります。このような事から事業施行予定者が行った複数案の比較評価において、都市計画上の見地からも評価することが網羅されているということとなりました。

続きまして、構想段階手続きの都市計画の概略の案の決定についてご説明申し上げます。この段階では1と2の段階を踏まえて都市計画の概略の案を決定いたしました。この内容についても事業実施予定者によって行われますが、道路計画の構想段階で概略計画が決定されたために、これを用いて説明をいたします。こちらが事業施行予定者が決定した概略計画となります。これまでの複数案の設定及び複数案の比較評価から、社会面、経済面、環境面で総合的に考慮した結果、ルート1の市街地北部ルートとなり、平成27年9月16日に三重県知事が発表いたしました。前方のスライドがこのルートを示しており、ルート上の青い楕円は鈴鹿亀山道路と主要な道路との交差する位置となっております、インターチェンジの検討箇所となります。

以上のことにより事業施行予定者が決定した概略計画の検討が、上位の計画であるマスタープランと整合しており、複数の概略案の設定及び比較検討で都市計画上の見地から評価できているため、事業施行予定者が決定した概略計画を基に現地の状況を勘案し、変更の赤枠で示した実施区域を都市計画の概略の案として今後、都市計画手続きを行っていきたいというふうに考えております。

以上でスクリーンを用いた説明を終わらせていただきますが、引き続きお手元の議案書につきまして該当ページ等についてご説明をいたします。まず議案書1756の1ページ、鈴鹿亀山道路の都市計画上の位置づけ、都市計画手続きの必要性など概要を写したものでございます。次に議案書1756の2ページですが、平成27年9月16日に知事が発表した、鈴鹿亀山道路の概略計画でございます。続いて議案書1756の3ページでございますが、都市計画の概略の案、これは先程スクリーン上で説明したのと同じ内容となっております。第1756号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議いただくようお願いします。

●議長

議案の説明は以上でございますがご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。はい、22番委員お願いいたします。

●22番委員

この都市計画の概略の案に反対するものではありませんし、これまでのご議論など大変感謝をいたしております。そういった中でちょっと疑問に持った点がありましたので、お話しさせていただきたいと思っておりますけれども、そもそもこの鈴鹿亀山道路というのは構想の段階では産業道路というような位置づけで、先に示していただいた2ルート以外に南部ルートっていうのもあったんですね。

鈴鹿市民の中ではまだこの南部ルートの方を、何故これがはずされたのかって疑問に思っている方もおられます。そういったところをこの場で、そういう説明をいただけたらなあというのが1つ。それから先程防災上の観点、或いは四日市へのアクセスの観点ということがございましたが、それであれば何故23号線まで繋いでいただけなかったのかなあと、計画をしていただけなかったのかなあとということを、疑問に思いましたので質問させていただきました。よろしく願いをいたします。

●議長

はい、今のご意見は、大きな問題となるということはないと存じましたけれども、色々な角度からのご意見やご質疑などがあるということが大変良くわかりましたので、その点、事務局の方からお願いいたします。

●事務局

それでは事務局からですね、ご質問ありました2点だと思いますけども、まず1点目といたしましてルートを選定について今回道路の概略計画としてご審議いただいた、ご検討いただきました案について、議長からもありましたようにこの場合、審議をするものではございませんが、簡単に経過についてご説明をさせていただきます。

議案書のページ数を少し先走る形になりますが見ていただきたいのがですね、1757の5というところなんですけれども、1757の5のところこれまでの経過がありますように、有識者委員会やアンケート調査、ヒアリングなどを実施しまして、あわせて参加型の意見交換会ということでこれは鈴鹿市亀山市に在住の方やお勤めの方を対象に、100人集めてということで100人協議会と上の方に書いてありますが、参加型の意見交換をさせていただいたところがございます。

この中で委員もご指摘いただきましたように、十分な議論はさせていただきました。で、ルート案として南側のルート案は、別に妥当ではないという判断ではなかったんです。必要性は高いものの、鈴鹿亀山道路という高規格道路として最適なルートは何なのかという議論がされまして、その中で北部ルート案がまずは幹線道路として必要ではないか、というご議論になったと思いますので、名称として鈴鹿亀山道路の本体としてはやはりこのルートが妥当であろうということ、知事も判断いただいたというような経過だと、都市計画側としても判断しております。

それで今後そのルート案については勿論この案として、先程ページをとばしてしまいましたが、方法書というところについてもこの案を元にご審議させていただくことを前提としておりますが、まずはルート案につきましてご審議いただきたい内容が何かと申しますと、一番最初にご説明させていただいたとおり、議案書の1756号の1の項に上位計画での位置づけ、そして都市計画の必要性と、この2点でご議論をいただけたらと思っております。決定すべき内容は都市計画の概ねの位置や規模ということになりますので、3ページ目の赤ペンの、この辺がまず概略案の内容ということになります。23号についてすみません、23号につきましての案でございますが、2番目もこれでございます。23号までのルートについてですが、鈴鹿亀山道路は平成10年に地域高規格道路という、まあこれは道路の規格を決定するような計画路線として指定されておまして、この時点で亀山ジャンクションから北勢バイパスの区間が計画区間として設定されております。先程の100人協議会などで議論いただいた際に北勢バイパスから23号線までの区間につきましては、構想区間として今後検討が必要だというご議論はされましたので、複数案の中での、説明のパワーポイントのページ数で言いますと12ページ、こちらの方に事業施行予定者による複数案の設定の中では、委員仰られましたとおり23号まで構想の絵として残されておりますが、都市計画の概略案の決定といたしましては当面の間、この北勢バイパスとさせていただきたい、こういう事でございます。よろしく願いいたします。

●22番委員

了解いたしました。

●議長

他にご質問、ご意見ございましたらご発言のほうお願いいたします。はい、3番委員の松本委員。

●3番委員

先程、事業者のほうからも概略案について説明をいただいて、都市計画としてもそれに対していいお話をしたい、それはそれで良い話ですし、都市計画としても今ご説明いただいた考えを聞いて確かに必要となっているのも分かるんです。

一方で道路と都市計画の違いっていうのがありますので、いわゆる道路事業としての必要性と違う意見が都市計画に必要ということがあられるのであれば、そこを少し説明いただけるとあり

がたいと思うのですが、或いは都市計画決定の必要性ということでもご説明願います。

●事務局

それでは、都市計画上の必要性ということでご説明させていただきたいと思います。今回、審議いただきたい内容を先程お伝えいたしましたように、上位計画への位置づけや都市計画の必要性というふうに言わせていただいたところなんです、確かに道路計画と都市計画の違いといいますと、土地利用計画があると、土地利用の規制誘導といったものが都市計画の1つの柱であって、もう1つの柱として都市施設、先程ご説明した都市施設というものがございまして、上位計画に、例えば位置づけられておりますものとして人口減少などの社会情勢の変化に伴っての産業構造であるとか、産業集積であるとか交流の促進といったものや県民の生活といったものがございまして、こういったものでもネットワークに関する施設の内容であるとかに加えて土地利用の規制誘導といった考え方もございまして、もう1つの防災の観点などでは大規模災害が発生した場合に、災害に強い街づくりをしていくということでございまして、ただ単に拠点を結ぶであるとかではなくて、街として将来どういう形がいいのかというようなことを議論していくうえで、というのがございまして。このために都市計画の目標といたしましては、例えば拠点が地域の土地利用の規制などについての持続可能な地域づくりといったもの考えることや、安全で快適な生活環境を作っていくというようなことの視点もございまして、道路よりも、道路の広域性よりも少し小さいですが、土地利用だとかそういった幅の広い視点で検討をいただけたらなど。或いは検討していくということが、都市計画で求められていると思います。

●議長

松本委員、よろしいでしょうか。

●3番委員

わかりました。そういうことなんだなあと。後の方は特に交通流或いは持続化、それにとっては産業活性化といった、もう少し面的な広がりを持ったところの必要性があるということですね。はい、ありがとうございます。

●議長

19番委員の岡野委員。

●19番委員

あの、100人協議会って言われましたですか。私実際にはなかなか現地の状況が分からないので、100人協議会が出された比較、検討についてのご意見というものは一体どういうものだったのか、ご披瀝いただきたいと思います。

●議長

今の件について事務局、お答えできますでしょうか。

●事務局

100人協議会におきまして議論いただきました内容が、産業や広域道路、地域の道路、防災というような形でグループ分けをしまして、その中で例えば産業の活性化にこういった道路が不可欠ではないかと、或いは企業の誘致を期待する、それから輸送や業務で利用する道路と日常生活で利用する道路の使い分けをして欲しい、であるとかという産業関係の意見がありました。それから広域道路の話といたしましては、例えばですが計画から整備までに時間がかかるのではというようなご質問や、鈴鹿亀山及び三重県の発展のために整備を望むというような意見がございました。

それから地域の道路につきましては、交通事故や渋滞などの日常生活の不安、こういったものを解消するであるとか、高速道路からのアクセスの時間がかかるということで、その向上を望むというような意見などが出ております。それから防災面におきましては、海まで繋がった

東西軸を望むであるとか、普段の生活で病院へのアクセスに苦勞、不便を感じているなどのご意見が出ております。

これらのご意見を総合して今のような形になっています、ということでございます。

●19 番委員

その北部ルートっていうのが、そちらの方面の意見を勘案をすると、ご意見として良かったということですね。ありがとうございます。

●議長

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それではご意見がないようですので、原案が適切であると判断することについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、原案については適切であると判断いたします。

●議長

続きまして、1757 号議案、(仮称)都市計画道路、鈴鹿亀山道路の環境影響評価方法書案について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは 1757 号議案、(仮称)都市計画道路、鈴鹿亀山道路の環境影響評価方法書案についてご説明いたします。

鈴鹿亀山道路の環境影響評価手続きはこれまで事業実施予定者によって行ってまいりましたが、当道路は都市計画に定められる施設であるため、事業実施予定者に代わり都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行う必要があります。今回、環境影響評価手続きである方法書の案を都市計画決定権者が作成しましたので、それが事業実施予定者が行っていた手続き内容が反映されているか、都市計画手続きとの整合が取れているか等について、当議案ではご審議いただきたいと思っております。

初めに環境影響評価法の概要について説明をさせていただきます。まず目的についてですが事業の実施にあたり予め環境影響評価を行い、その結果をその事業にかかる環境の保全や事業の内容に関する決定に反映させることにより、健康で文化的な生活の確保に努める、確保に資することを目的とします。また、環境影響評価とは事業が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素にかかる項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業にかかる環境の保全のための措置を検討し、この措置が講ぜられた場合における環境影響評価を総合的に評価することで、事業実施者が行うものであります。

続きまして、環境影響評価法における鈴鹿亀山道路の位置づけについて説明をいたします。まず、鈴鹿亀山道路の概要について説明をいたします。議案書では 1757 号の 3 ページでございます。鈴鹿亀山道路は鈴鹿市と亀山市に位置し、総延長約 10km、車線数 4 車線の一般国道です。鈴鹿亀山道路は環境影響評価法第 2 条第 2 項の第一種事業に該当している、環境影響評価法における第一種事業は必ず環境影響評価を行わなければならないため、鈴鹿亀山道路は環境影響評価の必要な道路ということになります。

続いて環境影響評価の手続き等について説明します。こちらに示してありますとおり、配慮書、方法書、準備書、評価書と手続きを行っております。簡単に内容をご説明いたしますと、配慮書は事業の早期段階における環境配慮を勘案するために事業の位置、規模等の検討段階において、環境保全のための適正な配慮を行わなければいけない事項について検討を行うものであります。

方法書は環境影響評価において、どのような項目についてどのような方法で調査、予測、評価をしていくのかという事を示す、計画を示すものでございます。

準備書は調査、予測、評価を環境保全対象の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめるものであります。

評価書は準備書に対する都道府県知事や一般の方々の意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直すものでございます。

ここで環境影響評価法第38条の5について、その内容を説明させていただきます。施設は都市計画に定められる場合、事業を実施するものに代わり、都市計画決定権者が都市計画の手続きと併せて環境評価手続きを行うものとされます。このため、都市計画決定権者である三重県が鈴鹿亀山道路の都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行う必要があるということになります。前方のスライドに都市計画手続きと環境影響評価手続きの関係を示していますが、都市計画の構想段階手続き時に配慮書を策定し、都市計画の概略の案の決定と併せて方法書を策定します。その後、都市計画の案の公告縦覧と同時に、準備書の公告縦覧を行い、都市計画の案と評価書を同時に都市計画審議会に付議することとなります。

また環境影響評価手続きの配慮書作成については、事業実施予定者により実施済みでございます。平成25年4月30日に国土交通省都市局から都市計画運用指針の補足説明がございまして、配慮書等の手続きについては事業実施予定者が行った手続きを受けて、方法書から都市計画決定権者が手続きを引き継ぐ場合があるとの説明がされているため、今回の環境影響評価手続きはこの運用により事業実施予定者が行った配慮書の内容を受けて、方法書から都市計画決定権者が行うものとしております。

したがって手続きが途中で変更になるという事になりますので、方法書において配慮書の内容が十分に反映するということが重要になります。また、都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行うこととされているために、都市計画の概略の案の内容と整合をとる必要もございます。

よりまして今回、方法書の案において配慮書の内容が反映されているか、都市計画の概略の案に整合が取れているかなどについてご審議とご確認をいただきたいというふうに思います。なおスライドの破線部から示されておりますが、評価書の公告縦覧後は事業者が環境影響評価結果を事業に反映させると共に、工事中に実施した事後調査やそれにより反映した環境保全対策等に基づいた報告書を提出する、報告書を作成するということになっております。

それでは方法書の案の内容について説明をさせていただきます。前方のスライドは環境影響評価法に明記されている方法書の記載事項でございます。記載事項といたしましては都市計画決定権者の名称、都市計画対象事業の目的及び内容、都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周辺の概況、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの、いわゆる配慮書記載事項、配慮書について主務大臣の意見と、主務大臣の意見についての都市計画決定権者の見解、都市計画対象事業にあたり環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法、その他環境省令で定める事項となります。このうち黒文字が事業実施予定者により作成される配慮書に既に記載されている内容となっており、赤文字が都市計画決定権者により作成される方法書に新たに記載されるものであります。都市計画決定権者の名称、都市計画対象事業の目的及び内容、都市計画対象事業が実施されるべき区域、周囲の状況については議案書をご覧ください。1757号の2ページ、1757号の8ページでございます。

それでは計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価を取りまとめた配慮書記載事項について説明いたします。議案書は1757号の9ページから1757号の12ページです。配慮書においては複数のルート案を設定し、このルート案に対し環境に影響を与える項目について評価を行います。複数のルート案は前方のスライドのとおり、ルート1の市街地北部ルートとルート2の市街地通過ルートの2案が設定されましたが、2案とも地域の課題から鈴鹿亀山道路が担う政策目標の達成度において経済面、社会面、環境面などの総合的に比較評価し選定したルートで

あり、先程説明をいたしました第 1756 号議案の複数案の設定ルートと同じルートとなっております。

こちらが先程各ルート案について道路の併用後の環境に影響を与える項目を比較評価したものでございます。項目については国や三重県、鈴鹿市、亀山市などが発行している既存資料を収集、分析し、現段階において当該事業の検討にあたり必要と認められた項目を選定いたしました。選定の結果、大気質、騒音及び超低周波音、動物、植物、生態系、重要な史跡を評価することとなりました。

評価の結果について説明をいたしますと、大気質、騒音及び超低周波音に対しては 2 ルートとも影響を与える可能性はあるものの、市街地北部ルートの方が影響を与える可能性が少ないとの結果となりました。次に動物については 2 ルートとも影響を与える可能性があるという結果となりました。植物については 2 ルートとも影響を与える可能性はありますが、市街地通過ルートの方が影響を与える可能性が小さいという結果になりました。次に生態系については 2 ルートとも影響を与える可能性は小さいという結果になりました。重要な史跡については 2 ルートとも影響を与える可能性があるという結果となりました。

続きまして方法書に新たに記載される、都市計画対象事業が実施されるべき区域についてもご説明をいたします。議案書では 1757 の 4 ページでございます。前方のスライドは都市計画対象事業実施区域図となっております。区域においては先程第 1756 号議案で説明をいたしました都市計画の概略の案を受けて、配慮書ルート 1 の市街地北部ルートを設定しております。

続きまして方法書に新たに記載される、配慮書についての主務大臣の意見及びその意見についての都市計画決定権者の見解について、説明をさせていただきます。議案書の 1757 号 13 ページ及び 14 ページ、なお意見につきましては配慮書のルート 1、2 ともにいただいているものでありますが、方法書では先程実施区域に説明させていただいたとおり、配慮書のルート 1 を設定しております。

国土交通大臣からの意見でございます。学校、病院その他環境保全についての配慮が特に必要な施設、鳥獣保護区、天然記念物、市街地及び集落、重要な動物の生息地、鈴鹿川や安楽川など主要な河川、鈴鹿川の河川緑地といった都市緑地、能褒野王塚や伊勢国府跡といった重要な史跡、以上の環境保全上重要だと考えられる区域について事業の影響を回避又は低減すること。事業実施区域にこのような保全対象が存在する場合は、環境影響評価の項目を適切に選定すること、といった意見が出されています。それぞれの区域の概ねの位置は前方のスライドのとおりです。その他に 2 ルートとも学校や病院等の環境保全上配慮する施設や集落が存在していること、重要な動植物が生息していること、鈴鹿市、亀山市の景観計画の区域に含まれていることなどから、詳細なルートや方法の検討において大気質及び騒音等の影響を十分に配慮すること。動植物の生息、生育地に十分配慮することと地域の景観に配慮すること等の意見が出されました。

また、ルート 1 については周辺の地域に鈴鹿川の河川緑地等が決まっていることから、詳細なルートや構造の検討において、人と自然との触れ合いの活動の場として、これの機能を低下させないように配慮することとの意見が出ました。以上の意見に対し都市計画決定権者の見解といたしましては、今後の詳細なルートや構造の検討にあたり意見された内容を十分に配慮することといたします。

また、今後の環境影響評価手続きにおいて必要に応じて調査、予測、評価をしたうえで、環境保全措置を行うことといたします。

続きまして方法書に新たに記載される、その他環境省令で定める事項について説明いたします。ここで言う環境省令とは、環境影響評価法施行規則により、方法書に、関係する行政機関の意見、および、一般の意見の概要を記載することとされております。こちらが関係する行政



機関及び一般の意見の聴き取り先ということになります。まず三重県知事及び鈴鹿市長並びに亀山市長からの意見、および、都市計画決定権者の見解について述べさせていただきます。

なお、意見につきましては配慮書のルート1、2ともにいただいているものでございますが、先程も説明させていただきましたとおり、方法書案ではルート1を設定していただいております。議案書では1757号の17ページから19ページに記載されております。三重県知事、鈴鹿市長、亀山市長からの主な意見といたしましては、ルートの周辺の学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設が存在しているため、大気質、騒音等によるこれらの影響を回避、低減すること。また市街地及び集落を通過する場合において大気質、騒音等を十分に配慮すること。ルート周辺には市の水道水源地等が存在するため、計画段階でこれらの影響を十分に検討すること。ネコギギ等ルート周辺に希少な動植物が生息している可能性があるため、調査を綿密に行い対策について検討すること。亀山市、鈴鹿市の西部から、ミエゾウなどの化石が多く見つかったため、専門家から助言を聴取すること、といった意見が出されました。こちらも概ねの位置を前方のスライドに示しております。

これらの意見に対しまして都市計画決定権者の見解といたしましては、今後の詳細なルートや構造の検討にあたり意見された内容を十分に配慮することとしております。また今後の環境影響評価手続きにおいて必要に応じ調査、予測、評価をしたうえで、環境保全措置を取らしてもらうことといたします。続きまして関係機関及び一般の環境保全の見地からの意見等、そして都市計画権者の見解についてご説明をします。関係機関としては三重県教育委員会、鈴鹿市環境部、文化振興部、亀山市まちなみ文化財室、亀山市教育委員会等からの聞き取りを行いました。

また一般の環境の保全の見地からの意見とは、住民などの一般の方からの意見のことでございますが、これにつきましては平成25年12月20日から平成26年1月20日の間アンケート調査を行いました。アンケートはインターネット上のホームページや、紙媒体を県庁や建設事務所、市役所、道の駅、サービスエリア等に用紙や回収箱を設置しご意見をいただきました。議案書では1757号の15ページ及び16ページとなっています。

関係機関からの意見でございますが、道路計画の際に能褒野王塚古墳や伊勢国府跡といった重要な施設において十分な配慮を行うこと、事業実施想定区域周辺でのネコギギの生息が確認されているため、十分な注意が必要であるとの意見が出されました。また一般の環境の保全からの見地の主な意見といたしましては、大気汚染や騒音は最大限防止措置を講じて欲しい、樹木や植物等の天然記念物を保全して欲しい、道路周辺の景観に配慮して欲しい、神戸城跡、貴重な史跡は残して欲しいなどの意見が出されました。概ねの位置は前方のスライドに示しております。

これらの意見に対し都市計画決定権者の見解としては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で現地調査を行い、実施可能な範囲で道路計画に反映することとしています。また重要な史跡については、できる限り改変しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議、調整を行うことといたしております。

最後に方法書に記載される都市計画対象事業にかかる環境影響評価の項目、並びに調査・予測及び評価の手法についてのご説明をさせていただきます。議案書については1757の20ページから40ページまでのところとなっております。

まずは1757の22ページの部分のご説明をいたします。前方のスライドの表の左側が環境影響評価法の項目が記載されております。項目につきましては国土交通省令及び三重県環境影響評価の技術指針を参考にしながら、事業特性及び地域特性並び専門家等の技術的助言を踏まえ、環境要素として14項目を設定しました。また縦の項目については環境へ影響を与える項目ということになって、環境影響要因として区分をいたしております。表の白丸でございますが、環

境要素が影響要因により影響を受ける恐れがあるものを表しております。例えば、表の赤で囲んだ部分は自動車の走行により環境要素の騒音について環境影響評価を行う、ということになります。また表の黒丸でございますが、これは省令上影響要因により影響を受けるものではないというのを、鈴鹿亀山道路の実施区域の現状や道路計画、他事業における選定結果等を勘案したうえで当事業においては影響がある、という判断をしたものであります。

次に星印につきましては国土交通省令で示されていない項目であるものの、三重県環境影響評価技術指針によって示されている項目であり、これまで説明させていただいた当事業の実施区域周辺に重要な史跡が存在していることから、影響があるというふうに勘案したものでございます。したがってこの表に印が付いている項目について、調査、予測、評価を行うこととなります。その評価については、議案書の1757の23ページから記載をされております。

それでは大気質、騒音、振動、低周波音、地形及び地質、日照障害について調査・予測の手法を説明します。議案書1757の23ページから1757の25ページをご覧くださいと思います。大気質のうち二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、住居等の保全対象が存在し建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行による影響が考えられます。粉塵等については建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響が考えられます。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向、風速等の調査を実施し、拡散式による予測を行います。

次に議案書1757の26ページから1757の31ページをご覧ください。騒音、振動については住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に使用する車両の運行、自動車の走行による影響が考えられます。騒音、振動の調査を実施し、騒音の予測モデル、振動についての事例の引用又は解析により補足を行います。

次に議案書1757の32ページ、低周波音については住居等の保全対象が存在し、橋梁もしくは高架の区間において自動車の走行による影響が考えられます。住居等の位置を調査し保存調査結果により導かれた予測式による予測を行います。

次に議案書1757の33ページ、水質については河川等の公共用水域が存在し工事の実施に伴う工事施工ヤードや、工事用道路の設置、切土工等から発生する水の濁りにより影響が考えられます。流量、浮遊物質等の調査を実施し、水の濁りの程度について、類似事例を用いて推定する方法による予測を行います。

次に34ページをご覧ください、地形及び地質については重要な地形が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、および、道路の存在による影響が考えられます。重要な地形や分布状態、および、特性等の調査を実施し、改変範囲と重要な地形の分布範囲を重ね合わせることにより、改変の程度の予測を行います。日照障害につきましては住居等の保全対象が存在し、嵩上げ式の区間において道路の存在にかかる日照障害の影響が考えられます。土地利用の状況調査を実施し、冬至日の等時間日影の範囲を予測します。

続いて動物、植物、生態系について調査の手法をご説明いたします。議案書は1757の35ページ、動物については重要な種が確認されており、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。動物相、重要な種の状況等の調査を実施し重要な種等の生息が消滅、縮小する程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、これらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を科学的知見や類似事例を参考に、また、建築機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して著しい影響を及ぼす恐れがある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。

次に議案書1757の36ページ、植物につきましては重要な種等及び群落の確認されており、工事施工ヤード、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。植物相、重要な種、および、状況等の調査を実施し、重要な種、群落の生息地が消滅、縮小する区間及び

程度を把握し、それらがこのような種、群落の生育に及ぼす影響の程度を科学的知見や類似事例を参考に調査します。

次に 37 ページ、生態系についてでございます。地域を特徴づける生態系が確認されており、工事施工ヤードの設置、工業用道路の設置及び道路の存在による影響が考えられます。地域を特徴づける生態系の注目種、群集の状況等の調査を実施し、注目種、群集の生息、生育状況の変化、および、それに伴う地域を特徴付ける生態系に及ぼす影響のデータを科学的知見や類似事例を参考に調査します。

続いて景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史的な遺産、廃棄物についての調査・予測の手法についてご説明いたします。議案書については 38 ページ、景観については主要な眺望点、および、景観資源ならびに主要な眺望景観が存在し、道路の存在による影響が考えられます。主要な眺望景観の状況等の調査を実施します。主要な眺望点及び景観資源については、改変の位置、程度を予測します。主要な眺望景観の変化についてはフォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化について調査します。

次に、議案書 1757 号 39 ページ、人と自然との触れ合いの活動の場については、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し道路の存在による影響が考えられます。主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況等の調査を実施し、主要な触れ合いの活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性、快適性の変化の程度を予測します。

次に議案書 40 ページをご覧ください。歴史的、文化的な遺産については史跡、名勝、天然記念物、および、これに準ずるもの、ならびに埋蔵文化財包蔵地域及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財包蔵地の状況等の調査を実施し、事前の運用又は解析による予測をします。廃棄物につきましては切土工等、または、既存の工作物の除去に伴い発生し、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。切土工等又は既存の工作物にあたる建設副産物の種類ごとの概略の発生、および、処分の状況を予測します。

続きまして、評価の手法について説明いたします。これまで説明させていただいた 14 項目ある環境影響評価項目にあたっては回避又は低減にかかる評価を行います。これは事業者による実行可能な限りでできる限り回避され、または、低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全について配慮を適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることで評価をいたします。更に二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音、振動については回避又は低減にかかる評価に加え、調査及び予測の結果と環境基準、騒音規制法並びに振動規制法に基づく規制基準との間に整合が図られているかどうかについても、評価をいたします。以上が、方法書の記載された内容となっております。

次に、今後の環境影響評価手続きについて説明をさせていただきます。前方のスライドではこれから行います、環境影響評価法における方法書の手続きを具体的に示したものです。この議案であります方法書の案の内容について答申をいただいたのちに方法書を決定いたしまして、三重県知事、鈴鹿市長、亀山市長に送付いたします。その後、縦覧、説明会を行い住民からの意見、三重県知事、鈴鹿市長、亀山市長からのご意見をいただきます。そして環境影響評価の方法を決定いたします。なお主務大臣の意見については必要に応じ求めることといたします。以上をもちまして、スクリーンを用いた説明を終わらせていただきます。

引き続きお手元の議案書につきまして、少し説明をさせていただきます。冒頭でも説明いたしました、鈴鹿亀山道路環境影響評価法方法書案の抜粋となっております。1757 の 2 ページから 8 ページまでは方法書の記載事項である都市計画決定権者の名称、都市計画対象事業の目的及び内容、都市計画対象事業が実施される地域、および、その周辺の概況をお伝えしており

ます。また 1757 の 9 ページから 12 ページまでが配慮書における調査、評価結果が記載されています。そして 13 ページから 19 ページまでが配慮書に対する意見と都市計画決定権者の見解が記載されています。20 ページからは先ほど説明いたしました環境影響評価項目における調査、予測及び評価の手法を記載しております。これらは先ほど審議で説明させていただいたものと同じ内容になっております。第 1757 号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●議長

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。2 番委員、村山委員お願いします。

●2 番委員

膨大な資料の説明ありがとうございました。このとおり最終的に都市計画決定をする場合にはルートとか、道路の幅員とかそれから構造、あるいは幅員と関係しますが車線数のことを決定するわけですね。その時に最も環境影響が少ない案を決定したいという主旨で、こういうプロセスがあるというふうに理解しています。その中でルートに関してはルート 1、北ルートの方をベースに検討していくということで、先ほど理解いたしました。それで幅員とか車線数は交通量の予測に基づいて概ね決定されるので、それを見る。

問題は構造のところでした、色々今日ご説明いただいた評価手法の中にルート、というより構造の検討にあたっては議案のとおり十分配慮しますっていう文言なんですけど、構造と言いますと盛土、切土と、橋梁とあと高架などがあるんですけど、高架と盛土では随分例えば景観を考えた時に影響が異なりますし、動物が行き来できるかということも違ってくるので検討する時に構造をどういう風にするのか、ということの代替案がイメージされた形で影響が評価されてこちらにしましよ、という結論にいくのか、それとも道路の構造っていうのは予め他の要因によって決まっていて、その決まった中で環境影響を最小限に留めるという、検討するのか、どちらでしょうか。

特に鈴鹿市で景観計画に関係してやっていたものですから気になるのは、北ルートで市街地に北側へ抜ける時に盛土にするのか高架にするのかで随分印象が変わるんですけども、それについても随分市民の意見から色々出て賛否両論出てきたんです。その時に予めもう構造が決まってしまうと内々ようになってしまって、中々合意も難しいかなと少し心配をしていますので、ご説明をちょっと。

●議長

そのものの対応にだいぶ違いが出てくるかと思しますので事務局の方から、少し細かくお話をお願いします。

●事務局

まず環境だけのことを考えて道路の計画を作るかということでは、勿論ございません。今回鈴鹿亀山道路を都市計画を決定するということを前提に、なぜ都市計画決定権者がこの作業を進めるかというところになるのですが、本来事業者がその環境影響評価というものをやるべきなんですけれども、環境影響評価法の中にですね、都市計画決定をする場合は都市計画決定権者がその都市計画の必要性、先ほどもお話ししましたように都市施設だけではなくて土地利用であるとか、地域の合意形成であるとか色んなことを踏まえて、この施設の計画を今から、施設に関する鈴鹿亀山道路という道路を計画していく、そういう手続きになります。今回特に委員のご質問にありましたように、色んな多面的にその評価を行っていくわけなんですけれども、経済性もありますけれどもやはりその地域に合った道路をいかにして策定していくのか、というようなことでございますので、今からその都市計画の概略案から都市計画の案へ運ぶ内容と環境影響評価に関する内容を合わせて、議論させていただきたいと思っております。

ですので予め、案が決まっているということではなくて検討の中で地域の皆さまや、或いは関係行政機関との調整を行いながら、十分に両面を配慮しながらやっていくのが都市計画決定権者の役割、と考えておりますので、またご報告もいたしますしご議論もいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

●2 番委員

結構です、ありがとうございました。

●議長

17 番委員の芳野委員、お願いします。

●17 番委員

先ほどの村山委員の質問に関連をさせていただくんですけど、そうすると手続き的に言いますと高架であるとか盛土であるとかもですね、そういった時に具体的な案というのはこの手続きフローの時ですか、これは今、都市計画の公告縦覧に向けて今手続きを進めていくということは、ルート選定とですね、その影響評価を出されると思うんですけど、具体的には道路の構造ですとかそういった部分は都市計画のこの最終案の中に上がってくるのか、それともこれを経たうえでまた新たな評価で出てくるのかその辺りを是非教えていただきたいと、もう一つ追加なんですけど、質問させていただくと議案 26 ページの方法書の手続きを見て思ったんですが、これは事業者としては国土交通省なのかそれとも中部地方整備局になるのか、主務大臣としてこの場合は国土交通大臣になるのかなということですね、その事業決定権者と主務大臣にはどういう繋ぐ可能性があるのか、その辺を聞かせていただきたい。

●議長

事務局、説明の方をお願いします。

●事務局

まず1つ目のご質問にお答えしますと、今から議論をしていくと言っても既にこれまでの経過、配慮書であるとか、あるいはこの案をこの位置にしますというふうに先ほど言いました、東名阪の亀山ジャンクションの所からですね、北勢バイパスの位置までの概略の位置は大体幅1キロで定めました。ということはここからこの繋ぐ間にですね、当然山もありますし集落もあると、それから天然記念物や動植物があるということですのでこれらに配慮を、どの程度、どういう風な形でやっていくのか、というふうなことを考えながら構造も合わせて決定していくという事になります。その点につきましては当然経過も、こちらの審議会にもご報告させていただきますが、やはり原案はですね、私ども都市計画決定権者と事業予定者の中で十分に地域の意見を反映させた形で、構造を決定してまいります。その案についてまたご意見等いただけたらなと思っているような状況です。

2 点目のご質問に対しまして、今回方法書ということで主務大臣であるとか、環境大臣に対してのご意見を伺うかどうかは今後の手続きの中で必要性とか、重大なですね、大きな影響を与えるようなものが出てきた場合にはご意見を伺おうと思っておりますが、主務大臣は申し訳ありません、国土交通大臣で最終は環境大臣の方へ流れとしては行くような形になるんですけども、今をもってですね、間違いなくこの大臣の方に意見を聞くかというのはまだ決めてはおりませんので、中部地方整備局さんにそれを言ったらどうなるかというところをですね、中部地方整備局さんの方からも多分本省の方まできちんとご意見の方は上がっていくんだらう、というふうに思っておりますが、手続き的にどうなるかということはおめんなさい、もう一度説明させていただこうと思いますが、今回の大きく法的に決まっているのは、必ずやらなければいけないものは都道府県知事、これは環境知事である都道府県知事に意見を求めるということと、2 番目にありますように関係市町ですので、今回は鈴鹿市、亀山市に意見を伺うような手続きがあって更に縦覧、それから説明会という手続きになるというような形になりますので、

ご理解よろしくお願ひいたします。

そして事業実施予定者ですかね、これにつきましては今のところ未定ということに、都市計画決定権者がやらせていただいております、今の段階で明確に事業を実施するのが例えば三重県であるとか、市町か国かというようなことについてはまだ確定はしていない状況です。

●議長

芳野委員、お願いします。

●17番委員

そうするとですね、環境影響評価法第38条において事業実施する者に代わり、都市計画決定権者が都市計画の手続きと合わせて行うというふうになってますけれども、事業を実施する者が現在も未定ということになるのはしっくりこないというのが、なので、それを最終的にはどの段階で決まるのかというのを聞かせていただきたいのと、あとですね、その議案の24ページで方法書の手続きというのが、カラーで図示していただいておりますけれども、その中で1から6まで手続きがあるんですが、その6のところさっき言っていた主務大臣の助言、というふうな形になっているんですが、この矢印が事業者から主務大臣へ矢印が出ていますがこれはいわゆる送付で良いのか法的に言うと、それとも助言を求める諮問的なものなのか、どういう性質のものなんでしょうか。

●議長

事務局の方、ご説明をお願いいたします。

●事務局

すみません、ちょっと時間がかかっています。今回ここに書いてありますように事業者は環境影響評価法に基づきまして、都市計画決定権者がこれに代わって進めるので事業者というのが今の段階では未定だというのは、県が主体的に取り組むのかあるいは国の方でやるのかということについて、またあるいは別のところからとなる、協議中だというふうにご理解いただきたいんですが、当然のことながら最終の案が決定して事業実施に入る、勿論その前にはその辺りを決定していきます。それで今言われていますように、6のところ具体的に主務大臣の助言をいただくような矢印のところがございますが、こちらについては必要に応じて求めるものとするようになっておりますので、今回の場合も先ほども言いましたように重要な要素、いわゆる国にも影響を与えるような大きな要素が出てきた場合には助言を必要に応じて求めていく、という形になるということでございます。

●議長

17番委員の芳野委員、お願いします。

●17番委員

納得できる答えじゃないなと思うんですけど、そもそも配慮書というものです、これは事業実施予定者について実施、かっこ完了というふうに議案にはこういうように書いてありますけれども、さっきも事業者が未定なのにこの配慮書が完了されているということもよく分からないんですけど、なのでその辺はこの手続きにおいてですね、重大な瑕疵ではないと思うし確認をしていただければ分かるんですけど、もう少し後日でも結構ですので分かる内容で説明をいただけますでしょうか。

●議長

他にご質問、ご審議ございますか。それでは3番委員の松本委員お願いします。

●3番委員

少し整理させてもらいたいんですが、現在ルート帯としてほぼ1キロずっと路線が定められているかと思えます。従いましてまだ道路の構造だとか、具体的にどうこう対象にといったところが分からない段階ですので、方法書まで考えていますが、実際に環境アセスに入ってい

く段階では具体のルートは定まっているんですかね。もう少し具体的に線が書けてるんですか。

#### ●事務局

すみません、今日お配りしました参考資料の議案 1757 号、議案 1 ハイフン 4 っていうところを見ていただけますでしょうか。本日ご用意させていただきました、参考資料の議案 1757 号の議案のハイフン 4 っていうところの手続きを見ていただきたいと思うのですが、このフローの中で現在、都市計画手続きとしましてはピンクの一番下のところの都市計画の概略の案のところまで、今ここを議論していただいております。環境影響評価はその横の黄色のところですが、今、配慮書のところを終わらして方法書の今、案についてどういう項目、どういう調査をすればいいんだということ、今、方法書の案についてご議論いただいているところが現状でございます。

これからですね、今送る概略の案から 1 キロの帯の中で概略が入ってますので、そこから都市計画の案を策定というところで、ここで本来の道路の幅とか構造も含めてこれから都市計画道路としての案を、具体の道路幅の線が決まってくるというところでございますので、その中で今回ご意見をいただきました環境の部分と構造の部分、併せて検討していくというところになりますので、これから具体の案が決まってくる環境評価につきまして今どういう項目をどういう内容ですれば良いか、という方法のところを今議論していただいておりますので、これから道路の線が幅が出てきた段階で併せて準備書というところでより具体的な環境評価のやり方が、また示させていただくということで、都市計画の案の段階でも審議会にお諮りしますし準備書、今回方法書ができて縦覧公告してご意見いただきます。

#### ●3 番委員

私が聞きたかったのは要は具体の路線が決まってから、方法書の手順に則って準備書が作られるんですかと聞きたかったんですが、今そのとおりだということですね。結構なんですが、と言いますのは、議案書の方も、1757 の 4 に図が描いてますよね。これがいわゆるルート帯で描かれていると思うんですが、例えば一番下側に路線が決定された場合はそれより多少幅が、環境アセスの幅ってもうちょっと北側に寄っていく可能性がありますよね。即ちこれはあくまでもルート帯を描かれているだけで、環境アセスの幅を示しているものではないということですよ。そういう理解で良いんですよね。ちなみに図 3 の 2 の 1 に示すとおりですって書いてあるんですが、図 3 の 2 の 1 というのがどれのことですかね。

#### ●事務局

1757 の 3、本冊 4 ページ。ここから次のページの図のことを示しています。

#### ●3 番委員

分かりました、じゃあ、もう一点お願いしたいのですが、今回配慮書を受けて方法書を作っていただいているんですが、むしろ配慮書のほうがずっと、配慮書に対していただいている意見というのがまとめていただいているのが結構なんですが、願わくば配慮書の何を受けて今回の方法書ができた、みたいなまとめ方をしていただくと、大変親切でありがたいなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

#### ●事務局

今回、全国でも例が無いということで配慮書からですね、(道路としては) 配慮書から方法書に移った全国 1 例目でございます、いろんな手続きが変わりまして、なかなか今までの経験が生かせなかった事は申し訳ないところでございます。

それでお話ありましたように、配慮書でたくさんの意見をいただきました。これについての都市計画決定権者としての意見を付けさせていただいておるところなんです、今仰られた委員のご指摘のとおり、先程の白丸、黒丸、星といったようなところ、星取り表作りしましたので、この辺りについては選定の理由の方ですね、こちらの方に記載について事務局の方で考えたい

と思いますので、ありがとうございます。

●3 番委員

ありがとうございます。

●議長

はい、19 番委員の岡野委員お願いします。

●19 番委員

私ども任期が1年なんですけれども、そうすると都市計画決定、概略案の決定が今日、それから方法書決定して次の都市計画の案の作成準備書っていう、こういうのはどれ位の期間なんでしょうか。

●議長

事務局からお願いします。

●事務局

これはですね、一般的に何年というような期限はございませんのですが、環境影響評価を行っていくのには実は別に、環境影響評価の審議会、評価委員会というのが別に県の中でもございまして、こちらの方で意見をいただいたり、それによりまして私どもがこの方法でやると決めた方法以上の調査項目なんかが出てくるおそれがありますので、一概にはその年数は言えるものではありませんが、例えば動植物の調査を行おうと思いますと、春から秋の生態系のようなものを調べていかなければいけないので、少なくとも数年、もしくはどこから入れるか分かりませんので、場合によっては一年半以上の調査期間を要するような場合もございます。ですので明確な年数は言えませんが、数年間かかるというような手続きの中でできるだけ早く進めたいと思っております。

●19 番委員

ありがとうございます。

●議長

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは方法書案について色々ご意見等、ご質問等いただきましたけれども、全体的に含めて問題は無かったように思います。本県に関する事項は、これが最後ではなくてこの後も、それぞれについての手続きが、この都市計画審議会で審議されることになっておりますので、またその時々、現在ご指摘ができないような部分について明確に出てくると思います。そこでまたご指摘いただく、そして、それぞれのタイミングごとにご意見等伺いをしながら、この議案等を審議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは今回の原案についてご意見等を、今のようにお話をそれぞれ伺いました。そのうえでこの原案について適切であるというように判断してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、今回いただきましたこちらの二議案についてはこのとおり答申させていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

続きまして報告事項として地震・津波対策都市計画指針、仮称ですけれども、この概要について報告を受けたいと思います。

●2 番委員

それでは皆さまお疲れのところ、引き続きよろしくお願いいたします。私、下に書いてありますけれども、三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称）の策定に関する小委員会を代表して、村山が都市計画指針の案についてご報告したいと思っております。

それですとね、小委員会の名称と、今日お出ししている指針のタイトルが変わっているんで



すけれども、実は前回の小委員会において、検討してきた内容を踏まえると三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針としたほうが良いであろう、という議論になりましたので、このような形で今日は提出しています。

この小委員会は、昨年は10月と12月に2回開催いたしまして、今年に入ってから5月と9月に開催いたしました。委員は朝日先生、私、柳川委員、そして臨時委員として防災がご専門の三重大学の川口先生にお願いしています。今日の報告ですけれどもまずこの指針の趣旨の位置づけ、そして検討体制の過程、そして具体的な検討内容についてご報告いたします。

お手元にこの都市計画指針（案）要旨が配られておりますけれども、基本的にこの内容をパワーポイントにしたものでご説明をさせていただきたいと思っております。まず本指針の趣旨という点でございますけれども、本県の場合、地震津波災害への対応が特に急務になります。沿岸部のほとんどが南海トラフ地震対策特別地域に指定されております。

しかしながら堤防などの具体的なハードの整備による地震・津波対策だけでは限界がございます。想定されている地震が余りにも大きいというものなので、物理的にその津波とか地震に耐えるということはできませんので、それだけでは無理ですので、災害リスクの低い地域に市街地を誘導するなど都市計画分野における対応が求められております。

本県の都市計画施策の柱であります持続可能性の高い街づくり、それから地震津波等の大規模災害に強い街づくり、強力に推進すべく本指針を策定してまいりました。これが位置づけなんですけれども、現在、三重県の都市計画、都市マスタープランというものがございます。その構成はこのようになっておまして、将来像の基本理念のところでは都市の特長を活かした目標・理念ということで、集約型都市構造、いわゆるコンパクトシティのお話を書いてあります。

それから都市防災の方針に関しましては、風水害、火災等の都市災害の防止と被害低減、ということが書かれております。これを作ったのはだいぶ前でして、その後東日本大震災が起こりまして、それから南海トラフ巨大地震の様々な被害想定が出てまいりましたので、本県としましても都市マスタープランをゆくゆくは変えていくと、そのための基本的な考え方を検討する必要がありますということで、この地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）というのを小委員会を設置し検討してきたわけです。

一方でコンパクトな街だけではなくて、ネットワークですね、いろいろ繋いで対流を促進しようということもございます。これについてもこの趣旨を反映してこの考え方を検討し、そして平成27年度以降の都市計画の基本方針を検討して、都市マスタープランの改定に繋げていくと、こういうような流れの中の、今日は課題と対応の方を説明してご意見を伺わせてもらいます。

検討体制と過程ですけれども、三重県知事のもと管理事務局の指示、政策がございまして、三重県内の市町と一緒にした検討会などを、それから庁内の連絡会議も作りながら都市計画審議会のもと小委員会を設置して、具体的なこの赤く囲まれたところで具体的な内容について検討してまいりました。

検討手順はここに細かく書いておりますが、時間もありませんのでザッと読んでいただければと思いますが、まず初期の段階で指針どおり指針を作るべきだと、成果物のイメージについての検討を行いました。そして課題の内容を整理し、計画立案のポイントを議論しました。そして今年に入ってから具体的な内容ということで都市計画で担う役割を具体的に示したり、複数案の前提条件として吟味してまいりました。その間、一度都市計画審議会でもご報告しましたし、県市町の検討会というのも各段階で開催していて、続いての検討内容ですね、まず最初に地震津波被害低減に向けて都市づくりの基本的な考え方を報告します。

この指針ですけれどもお配りしている要旨でも分かりますとおり、大きくは3つの章で構成

されています。まずは指針の目的、そしてこの都市づくりの基本的な考え方、そして具体的な都市づくりの検討方法でございます。

この指針の目標はですね、実は3つのスパンの将来に向けて考えておりまして、まずは10年以内の短期的な将来に向けてとにかくまずは人命を守る、地震津波から人命を守るということで、防災関係施設の整備ですとか被害想定区域を明示してとにかく皆さんに知っていただくと、それで逃げる準備をしていただくということが短期施策としてございます。それからですね、中長期的には都市機能の確保以外の低減ということで適切に土地利用に規制誘導を行って、それから重要施設が津波の被害想定の中に入っている場合はその施設を再配置したり、移設したりということも含めた、とにかく被害、大地震が起きててもですね、最低限の都市機能が確保できるような対策を中期的にやっていくと。

それから長期プランも50年先の話になるかもしれませんが、とにかく全体として安全で快適な都市づくりをやっていく、そのための都市構造の検討をしていこうという、こういう3つのスパンで考えております。施策の方向ですけれども財源があればですね、色んなことができるんですけども、残念ながら財源が限られております。なので施設整備だけでは全ての市街地を災害から守ることは困難でありますので、被害から守るべき対象を減らす施策を組み合わせ、限られた対策費用で目標達成を目指すということを目指しております。

この図がですね、そのコンセプトを説明するもので、これをちゃんと説明するには時間が必要なんですけれども、この守るべき対象というのは地震津波の大きな被害を受けてしまう区域という意味です。より多くの方が津波とか地震の被害が無い所に住んでおられれば、それで対策する必要はなくなるんです。ただ一方で急に今住んでいる方に引っ越してくださいとは言えないわけですので、まず初期の段階、今の段階ではとにかく無理やり都市構造を変える以前にですね、まずは今住んでいらっしゃる方々の人命を守ることを中心とする短期的な施策を、この赤いところをやっていく。と同時に都市の形も少しずつ変えていってですね、なるべく災害の被害が想定される所の人口密度を下げっていく、そうすると対策をしなければならない区域とか人口密度が減っていきますので、対策が楽になっていきます。ということで、そういうことを含めてやっていくのがこの青とか緑の囲んであるところです。この縦軸が実は実際に都市施策実施の費用コストなんですけれども、コストが幾らでもかけられる場合は今の都市構造のままですととにかく行えば良いんですが、これ凄くお金がかかりますので、なるべく都市構造を上手く変えていって財源もかなり抑えながらですね、対策を展開していくというのがこの施策の主旨です。

地理の考え方、原則として災害リスクが高い場所は土地利用を抑制して安全な場所で市街地を形成する。ただ三重県ではですね、多くの市街地が津波浸水想定区域以内に存在しておりまして、一方ですぐに山があったりとかするんですね。そのすべてで土地利用を抑制してリスクを完全に回避することは不可能でありますので、現実にはですね、災害リスクをできるだけ低減したうえで、ある程度のリスクは受け入れるということを考えなければなりません。基本的な施設配置の考え方ですがこの断面図に示しておりますとおり、こちらが海で堤防がありますけれども、地震で津波が来た場合にこの辺が浸水してしまうわけです。なるべくここは、浸水の可能性がある所は居住を伴わない、業務系の施設でかつ適切に配置施策というのを考える。居住系、それから公共施設、あるいは業務系、なるべく比較的土地の高い所で津波被害のない所に誘導していくというのが、基本的なスタンスでございます。ただ先ほど申し上げたとおりですね、ここに土地があればいいですけれどもすぐ山があってできない、これはできないエリアとなりますのでそのシナリオものちほど出てきます。

次にこの地震津波被害の低減に向けた街づくりの検討方法、まず検討の流れですけど、まずこの地震津波リスクと一方で今三重県内で施設整備がどのように行われているのかの把握、そ

のあと検討対象区域を設定して対応シナリオを検討し、シナリオの土地建設等を検討していく。これがこれから県ぐるみ、各自治体でこういったことについて検討していく基本的な流れとなります。

被害想定についてはですね、さまざまなものが出てますけれども、まずは理論上最大クラスの南海トラフ地震に向けて想定を確認するということから始まりまして、地震動、液状化沈下、それから津波の浸水範囲と到達時間についてデータをまず確認しましょうというのが最終です。その次にですね、県内の自治体の地理的特性、災害特性の概要を確認します。これは指針で既に提示しておりまして、伊勢湾岸、沿岸地区の状況、それから熊野灘、七里御浜、北勢の地域の海拔ゼロメートル地区の状況、それから内陸側の、津波は来ませんけれども土砂災害とかが可能性がありますけれども、どこに一致しているかが色々と災害の地形の状況の話、それから災害の種類が違いますのでそれをまず確認して、それぞれの状況に適した対応を考えていくこととなります。

これはやや特別なフローで、検討対象区域、つまり都市的土地利用による実践を検討する区域の検討方法であります。先ほど申しましたとおり理論上最大クラスの被害のことも考えて、それを回避できる都市構造が構築可能なところはその線ですみますけど、検討していけばいいですけども、なかなか理論上最大クラス、すごく大きな被害ですので基本的に対応できない場合がありますので、その場合は過去最大の範囲でまずは考える。それでも難しい場合はですね、過去最大クラスの許容浸水深がございます。これも津波の話ですけども、ここに概ね2メートル未満というふうに書いてありますけれども、2メートル未満のところは大丈夫という前提で考えてあります。それでも難しい場合は色んなハード整備をするとかですね、多重防御する等ハードの施策も取り入れながら考えていくということで、都市がおかれている状況に応じて、土地利用を増やしつつ、有効施策とハード整備のバランスを上手く考えていくということで。最も厳しい被害想定から検討を始めますけれども、段階的にリスクを受け入れつつ、現実的な区域を設定していこうという指針になっております。

具体的にどういう風に都市構造を再編していったら良いのか、ということについて大きくシナリオを3つ提示させていただいております。まず良好な市街地を検討対象区域以外で形成可能か、つまり検討対象区域というのは津波被害が出る区域ですけども、その場所を除く自治体の範囲の中で皆さんの住める市街地を作れるかどうかということで、実はその色々な地形条件が難しいという場合は現状の都市構造を維持せざるを得ないので、現状維持シナリオということにしていきたい。一方で少し土地利用の施設配置の再編が可能な場合は、既成市街地でそれを考える。その時にまずは既成市街地に集約が可能か、安全な所と言っても田んぼや畑や森林を切り開いて新しい街を作る、というのは逆に集約型都市構造の理念に反することですので、できればなるべく既成市街地に集約を図りたい。それができるような自治体は集約型シナリオをやると、ただそれも現実的に難しい場合は移転型シナリオと言って一部新しい市街地開発を行う形で、より安全な所に皆さんが住めるような仕組みにしていくと、こういったモデルを考えました。

それを地域さんが取り組むので、現状維持シナリオというのは現状の土地利用の施設配置がありまして、そこにこの点線のところですね、津波被害が起こってしまうわけですけども、すぐそこに山があつて中々こちらに市街地を移転するなんてこともできませんので、現状を維持しながらとにかく様々な可能な整備を行って応えていく、そういうシナリオです。

集約型シナリオというのはここが津波の浸水エリアですが、この赤い斜線のところはやっぱり住んでると被害が起きてしまいますので、既成市街地の、例えば駅とか公共施設が集積している街の中にこの今住んでいる方が、ちょっぴりですけども移られてこっちに市街地の中心が集積すると、そういうイメージであります。そして移転型シナリオというのは中々既成市街地

もいっぱい、中々移転できないという場合は一部、例えば市街化調整区域とかですね、農地がまだ残っているところに新しい市街地を作る。そういう意味で移転型。こういうような大雑把ですけども3つの考え方があるのだという認識です。

具体的な自治体の施策案等を作る時にはこの3つのうちのどれかというふうに、簡単にはいかないと思いますけれども、このモデルを参考にしながらその地域の実情に応じたシナリオを検討することです。それをもっと促すような指針にしたいと思います。これは最後のところですけども、こういったシナリオをどういう手段で実現できるのかということで、読みあげませんけれども、短期的施策、長期的施策、様々なものがございます。ハード整備から土地利用というのも色々ございますけれども、各シナリオでどういう施策が適用可能かということをお互いに協議して、自治体の皆さんが今後のなさを考える時の参考にして下さいと、あるいは県が県としての方針を作る時のベースとするということで、終わります。よろしく申し上げます。

●議長

2番委員、村山委員、ありがとうございます。それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。3番委員の松本委員お願いいたします。

●3番委員

すみません、時間をおして申し訳ない。一点、下の移転型シナリオですね、こういうのを見て考えないといけないかなと思ったんですが、その移転を考える時に先ほどのコンパクトな都市構造なんですが、鉄道を企業誘導的な方法での移転というのは案外インセンティブだなと思ってまして、その中に都市を入れることができれば考えてもらって良いかなと思います。お願いします。

●2番委員

ありがとうございます。

●議長

そのほかいかがでしょうか。それでは最後にですね、次回審議会についての連絡を事務局からお願いいたします。

●事務局

本日は審議ありがとうございます。次回ですね、開催予定、口頭で申し訳ありません。12月の22日で委員の皆さまの予定がですね、1番多く予定が調整できましたので12月22日開催ということでお願いします。次回の内容につきましては、都市計画法ではなく建築基準法51条というところで産業廃棄物、あるいは一般廃棄物等ですね、処理に関する位置の妥当性についてご審議いただくような内容と、もう1つは本日先ほどご説明いただきました、地震津波に関する指針のですね、ほぼ最終案に近いものがご提示できると思いますのでその案についてご審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。時間の方は本日と同じ1時半からの予定で駅前にありますアスト津のですね、ホールの方で開催を予定しております。ご案内の方はすぐ送らせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●議長

ただいまの連絡事項につきましてご質問はございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。それではこれもちまして、第178回都市計画審議会を終了いたします。

●事務局

どうもありがとうございます。長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。